

(別表3)

		証明書類	記載の必要な事項
夫および妻が日本国籍を有しかつ、同一世帯の場合	夫または妻が世帯主の場合	・住民票記載事項証明書(夫および妻のみ)	・夫および妻の氏名、生年月日、住所、続柄
	夫および妻が世帯主でない場合	・住民票記載事項証明書(夫および妻のみ) ただし、戸籍の筆頭者の記載のない場合は、戸籍抄本(夫および妻のみ)を添付	・夫および妻の氏名、生年月日、住所、続柄、戸籍筆頭者
夫および妻が日本国籍を有しかつ、別世帯の場合		・住民票記載事項証明書(大津市を除く滋賀県居住の夫または妻のみ) ・戸籍抄本(夫および妻のみ)	・大津市を除く滋賀県に居住する夫または妻の氏名、生年月日、住所 ・続柄
夫または妻のいずれか一方が外国籍の場合	夫婦が同一世帯の場合	・外国人登録原票記載事項証明書(大津市を除く滋賀県内居住の夫または妻のみ)	・大津市を除く滋賀県に居住する夫または妻の氏名、生年月日、住所、続柄
	夫婦が別世帯の場合	・住民票記載事項証明書(大津市を除く滋賀県居住の夫または妻のみ) ・戸籍抄本または外国人登録原票記載事項証明書(夫または妻のみ) ただし、外国籍の方のみ大津市を除く県内居住の場合は、外国人登録原票記載事項証明書を添付	・大津市を除く滋賀県に居住する夫または妻の氏名、生年月日、住所 ・続柄
夫および妻が外国籍の場合		・外国人登録原票記載事項証明書(夫および妻のみ)	・夫および妻の氏名、生年月日、住所、続柄

(備考)「記載の必要な事項」が、提出した「証明書類」によって証明できない場合は、別に必要な書類を提出すること。